

I. お知らせコーナー

改元による検査・登録関係業務の 取扱いについて

国土交通省から、改元に伴う検査・登録関係業務の取扱いについて、発表されました。以下に概要を記載しますが、詳しくは別紙をご確認ください。

(((主な取扱いの概要)))

1. 既に交付済みの自動車検査証、検査標章、回送運行許可証、臨時運行許可証等は、以下のように「平成」を「令和」に読み替えます。

従って、元号の変更を理由とした自動車検査証等の再交付は、行われません。

平成31年 → 令和元年

平成32年 → 令和2年

平成33年 → 令和3年

2. 5月1日以後に交付又は返付する自動車検査証等は、全て「令和」で印刷されます。

3. 「平成」と印刷されている帳票類の取扱いについて

以下に記載した帳票類で「平成」と印刷されているものは、「平成」を「令和」と訂正して使用してください。この場合、**訂正印の捺印が無くても差し支えありません。**

検査登録手数料納付用紙

重量税納付書

回送運行許可申請書等のOCRシート以外の申請書類

(自動車整備士技能検定申請書、優良自動車整備事業認定申請書、運行管理者資格者証交付申請書等)

委任状

保安基準適合証、限定保安基準適合証及び保安基準適合標章

完成検査終了証、排出ガス検査終了証、出荷検査証等の添付書類

点検整備記録簿、分解整備記録簿及び指定整備記録簿

4. OCRシートの取扱いについて

元号が入力事項となっている様式については、5月1日以後は、年月日の欄の冒頭に**1**を記入すれば、「昭和」が入力され、**2**を記入すれば、「平成」が入力され、**無記入の場合は、「令和」**が入力されることとなりますので、ご注意ください。

国自安第231号
国自環第198号
国自技第272号
国自情第310号
国自審第2101号
国自整第313号
平成31年4月1日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
環境政策課長
技術政策課長
自動車情報課長
審査・リコール課長
整備課長

元号が改められるに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて

皇室典範特例法（平成29年法律第63号）及び天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（平成29年政令第302号）により、平成31年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が御即位されることになる。

皇位の継承に伴い、本日、元号法（昭和54年法律第43号）第1項の規定に基づき、元号を改める政令が公布され、新しい元号が5月1日から用いられることとなった。

従って、5月1日以後、元号は、「令和」を用いることとなったが、これに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについては、下記によることとしたので、貴管下運輸支局等に対する周知方よろしく願いたい。

なお、別紙の関係団体に対してもこの旨周知したので申し添える。

記

1. 既に交付済みの自動車検査証等の取扱い

(1) 4月30日以前に交付された自動車検査証、検査標章、回送運行許可証、臨時

運行許可証その他の書類に記された年月中5月1日以後の日付については、「平成31年」とあるのは「令和元年」と、「平成32年」とあるのは「令和2年」と、「平成33年」とあるのは「令和3年」と、「平成34年」とあるのは「令和4年」と、それぞれ読み替えられるものとし、平成35年以後の年についても同様に読み替えられるものとする。

従って、元号の変更を理由とした自動車検査証等の再交付は、行わないものとする。

2. 5月1日以後に交付又は返付する自動車検査証等の取扱い

(1) 端末機出力帳票の取扱い

自動車登録検査業務電子情報処理システムの端末機で出力される書類については、全て新元号「令和」で印刷される。

(2) 検査標章等の取扱い

イ. 自動車登録検査業務電子情報処理システムの端末機で出力される検査標章については、「令和元年」を「1」として右下に、「令和2年」を「2」として左下に、「令和3年」を「3」として左上に、「令和4年」を「4」として右上に表示し、以降順次これを繰り返すものとする。

ロ. 保安基準適合標章については、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

ハ. 回送運行許可証等、その他交付する書類については、全て新元号「令和」で印刷する。但し、既に「平成」で印刷済みの書類がある場合には、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用するものとし、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

(3) 出張検査・登録等の際の取扱い

出張検査・登録又はシステムの不具合発生時等の際に既に交付済みの自動車検査証の有効期間を更新する場合においては、新たに記入する有効期間の欄中「平成」を二本線で抹消の上、「令和」に訂正し返付するものとする。

なお、この場合においては、訂正印は必要ないものとする。

3. 申請書の取扱い

(1) OCR シートについて

イ. 元号が入力事項となっている1号、2号、3号様式の2、5号、6号、7号、21号、22号シートについては、5月1日以後は、年月日の欄の冒頭に1を記入すれば、「昭和」が入力され、2を記入すれば、「平成」が入力され、無記入の場合は、「令和」が入力されることとなるので、この点留意されたい。

ロ. 申請年月日等元号が入力事項でないものについては、申請者が「平成」を「令和」に訂正して用いた場合であって、訂正印の捺印がない場合であっても、受理して差し支えないものとし、また、申請者が「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせず用いて差し支えないものとする。

(2) その他の申請書類及び添付書類の取扱い

検査登録手数料納付用紙、重量税納付印紙、回送運行許可申請書等の OCR シート以外の申請書類（自動車整備士技能検定申請書、優良自動車整備事業認定申請書、運行管理者資格者証交付申請書等）及び委任状、保安基準適合証、限定保安基準適合証、完成検査終了証、排出ガス検査終了証、出荷検査証等の添付書類については、申請者又は該当書類の作成者が「平成」を「令和」に訂正し、訂正印の捺印がない場合であっても、受理して差し支えないものとし、また、当該書類が「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

4. 整備命令書・点検等の勧告書の取扱い

(1) 既に交付済のもの

確認期限年月日の日付が5月1日以降のもので、「平成31年」とあるのは「令和元年」と読み替えられるものとする。

(2) 5月1日以降に交付するもの

様式等に既に印刷済みの「平成」を二本線で抹消し「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

また、「整備命令書」・「点検等の勧告書」等は、速やかに新様式のものに変更するものとする。

(3) 整備命令・点検等の勧告を行った旨の自動車検査証への記載

新元号のゴム印等ができるまでの間は、現在使用しているゴム印の「平成」の部分を取り取り使用すること。このとき押印した後、手書き等により、「令和」と記入するものとする。

5. 点検整備記録簿等の取扱い

点検整備記録簿、分解整備記録簿及び指定整備記録簿等の年月日欄に不動文字で「平成」と印刷されているものについては、「平成」を「令和」に訂正し、訂正印の押印がない場合であっても差し支えないものとし、また、「平成」を訂正せずに用いても差し支えないものとする。

6. 点検整備済ステッカーの取扱い

点検整備済ステッカーについては、(一社)日本自動車整備振興会連合会において、別紙の通り取り扱うこととしている。

以上

元号改元に伴う保安基準適合証等の運用例について【改訂版】（1）

参考

元号改元に伴う自動車検査登録・整備等業務の取り扱いについて、平成31年4月1日に国土交通省より各運輸支局等へ通知された。

その中で、保安基準適合証等の運用については、以下のとおりとされた。

国土交通省から各運輸支局等への通知内容（抜粋）

○保安基準適合証、限定保安基準適合証については、申請者又は該当書類の作成者が「平成」を「令和」に訂正し、訂正印の捺印がない場合であっても（受理して）差し支えない。また、当該書類が「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いても差し支えないものとする。

○保安基準適合標章については、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

※裏面の取扱い：適合標章の裏面については、当該標章を表示する際、内側に折り畳み表示しているものであり、裏面を自動車の前面に表示するものでもないことから、「平成」を「令和」に訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えない。（平成31年4月26日）

元号改元に伴う保安基準適合証等の運用例について【改訂版】（2）

○保安基準適合証、限定保安基準適合証の運用例

令和元年5月1日以降に保適証の交付を行う場合で、従前の保適証を使用する場合

記載例）平成表記を二重線等で訂正し、上部等に令和を記入し、令和に即した年月日を記入する。

保 保安基準適合証(控) 限 限定保安基準適合証(控)		番号 令和 平成 01年 05月 01日交付		前定番号
指定自動車整備 事業者の氏名又 は名称 事業場の名称及 び所在地	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「平成」を訂正し、「令和」を記載してください。 なお、「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いても差し支えない。</p> </div>			
保 此の自動車 次の自動車の整備に係る部分 検査の年月日	が運輸支局の保安基準に適合していることを証明する。 令和 平成 01年 05月 01日			
自動車検査員の氏名	印			
自動車登録番号 又は車両番号	最終の検査申請日 年 月 日			
車台番号	証明書番号		保険会社	保険契約者名
使用 者 氏名又は名称 住所	走行距離計表示値 00 km mile			
乗車定員 人	最大積載量 kg	用 途		
車台総重量 kg	保険期間 平成 29年 05月 10日から令和 03年 05月 10日まで			
注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から3年間とする。 注2. 限定保安基準適合証は、有効		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>保険期間は基本的には自賠責証書の通り記載してください。 なお、「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いても差し支えない。</p> </div>		

訂正する際に訂正印の押印は必要ありません。

元号改元に伴う保安基準適合証等の運用例について【改訂版】 (3)

○保安基準適合標章（紙・電子）の運用例

令和元年5月1日以降に保適証の交付を行う場合で、従前の保適証を使用する場合
記載例）平成表記を二重線等で訂正し、上部等に令和を記入し、令和に即した年月日を記入する。

(表)



適合標章(表)に印字されている「平成」表記は必ず訂正のうえ、「令和」を記入してください。
※電子の場合であっても当該項目については手書き修正も可。

なお、裏面については、「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いても差し支えない。

交通安全を旨とし、安全な運転を促すことにより、交通事故の発生を防止し、交通安全の向上を図ることを目的とする。【取組事項】

(取組事項を記載する欄)

(裏)

番号	平成 01年 05月 01日交付	
指定自動車整備事業者の氏名又は名称	印	
事業場の名称及び所在地		
次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。		
検査の年月日	平成 01年 05月 01日	
自動車検査員の氏名	印	
自動車登録番号又は車両番号		
車台番号		
使用人名又は名称		
住所		
乗車定員	人	kg
用途	車両総重量	kg
保険期間	平成 29年 05月 10日から平成 03年 05月 10日まで	

保険期間は基本的には自賠責証書の通り記載してください。
なお、「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いても差し支えない。

適合標章の裏面（保安基準適合証の3枚目）については、「平成」を「令和」に訂正しないで用いた場合であっても差し支えない。

訂正する際に訂正印の押印は必要ありません。

「環境に優しい自動車関係事業場表彰」

平成31年度 愛媛運輸支局長表彰 及び 四国運輸局長表彰 募集のお知らせ

1. 愛媛運輸支局長表彰について

環境保全・資源循環型社会の形成に向けて、「愛媛県使用済自動車等適正処理推進協議会」の推薦基準により、CO₂排出量削減の取組み、使用済自動車の適正処理、産業廃棄物の適正処理、リサイクル部品の活用促進などの環境対策に積極的に取組み特に優良な事業場を、平成31年度「環境に優しい自動車関係事業場 愛媛運輸支局長表彰」に推薦いたします（表彰式は、9月上旬開催予定）。環境対策への取組みをPRすることは、事業場のイメージ向上と顧客誘致にも繋がると考えられます。当表彰の推薦を希望する方は、下記の要領でお申し込みください。

注1） 審査基準に「年間のCO₂排出量の把握」の項目があり、申請事業場は、平成30年4月1日～平成31年3月31日までの1年間のCO₂排出量の把握が必要です。把握の方法としては、日整連「環境家計簿システム」を利用して「電気・都市ガス・LPガス・灯油・ガソリン・軽油・重油」の使用量を入力すると、自動的にCO₂排出量を算出することができます。なお、「環境家計簿システム」には1年分をまとめて入力することも可能です。

注2） 申告書の各項目の実施基準等については、別紙1「環境対策優良事業場審査基準」（本誌10～12ページ）をご参照ください。実施基準全項目をクリアしなければ、この表彰を受けることができないことを申し添えます。

注3） 関係法令等の遵守状況が良好であることが必要です。

- (1) 表彰日までの過去3年間、運輸局長の文書警告以上の処分または表彰日までの過去2年間、運輸支局長の文書警告以上の処分を受けていないこと。
- (2) 環境問題、公害問題に関し苦情がないこと。
- (3) その他、事業に関する法令違反がないこと。

2. 四国運輸局長表彰について

愛媛運輸支局長表彰（旧基準、新基準を問わず）を受賞した事業場は、四国運輸局長表彰の対象になります。

四国運輸局長表彰は、表彰審査対象年度におけるCO₂排出量が愛媛運輸支局長表彰審査対象年

度または運輸局長表彰審査対象年度の前年度と比較して、削減されていることが条件となっています。(削減されていない場合、経過理由書が必要です。)

四国運輸局長表彰を希望する方は、振興会・指導課までお問い合わせください。

3. 募集要領について

① 申込方法（提出書面）及び提出先

(イ) **別紙2**「環境対策への取り組み等実施状況申告書」(本誌13～14ページ)

(ロ) 「第2号様式 事業等概要書」(本誌15ページ)

※ (イ)、(ロ) は、コピーしてご利用ください。

(ハ) CO₂排出量がわかる書面（環境家計簿のページのコピー等）

※上記 (イ) (ロ) (ハ) を下記のうち所属している団体までご提出ください。所属団体が重複している場合は、事業者の希望によりいずれか一団体へご提出ください。

愛媛県使用済自動車等適正処理推協議会構成団体

(一社) 愛媛県自動車整備振興会
(一社) 日本自動車販売協会連合会 愛媛県支部
愛媛県軽自動車協会
愛媛県中古自動車販売商工組合
愛媛県自動車車体整備協同組合
四国自動車電装品整備商工組合 愛媛支部

② 申込締切日

令和元年6月7日(金)まで

③ 審査及び現地調査

書面審査後、協議会検討委員による現地審査が行われます。

問合せ・連絡先 振興会／指導課
TEL 089-956-2181

～日整連「環境家計簿システム」のご利用方法～

① 「環境家計簿」のバナーをクリック!



② 「環境家計簿説明書」をご一読の上・・・、
③ 『環境家計簿』をご利用ください。

環境対策優良事業場審査基準

区分	項目	基準
総則	環境問題等に積極的に取り組み、循環型社会の形成に寄与している	(1) 環境問題、公害問題に積極的に取り組んでいる。 (2) 環境統括責任者及び担当部署を決めている。
把握 CO ₂ 排出量の	環境家計簿等の活用ができています	(1) 環境家計簿等を活用し、過去1年間のCO ₂ の排出量を把握している。 (2) 電気、ガス、(都市ガス、LPガス)、ガソリン、灯油、軽油、重油、入庫台数(整備のための入庫車両数)等エネルギー使用料等を把握している。
CO ₂ 排出量の削減に繋がる取組	1 エアコンプレッサの圧縮エア漏れの防止対策ができています	配管、リール、ホース、カプラなど定期的なエア漏れの点検実施と適切な処理をしている。
	2 洗車時の節水の実行体制ができています	(1) 定期的な水漏れの点検実施と適切な処理をしている。 (2) こまめな止水と効率的な洗車をしている。
	3 温水洗車機の灯油の使用量の削減体制ができています	(1) 不要な温水停止と必要に応じた温度の調節をしている。 (2) 効率的な洗車をしている。
	4 適切な室温の設定・管理体制ができています	(1) 室温を夏28℃、冬は20℃に設定している。 (2) 空調の運転時間の見直しをしている。
	5 照明電力の削減の実施体制ができています	間引き照明をしている。
	6 省エネ機器の活用体制ができています	買い換えるときは、エネルギー効率の良い機器を選択している。(エアコンプレッサ、洗車機、給湯器、エアコン、照明機器、リフト、自動販売機などの省エネ機器)
	7 不要な電源オフの実行体制ができています	昼休みなど電源OFFをしている。
	8 待機電力の削減体制ができています	コピー機やパソコンの省エネ機能を活用している。
広報	1 CO ₂ 削減に効果のある点検整備について	ポスター、チラシ、口頭等の広報をしている。
使用済自動車の処理	①電子マニフェストを利用し、適正な報告をしている	1. 引取業者として、地方自治体等に登録をしている。 2. 自動車リサイクルシステムに登録をし、電子マニフェストにより引取報告(引き取った日から5日以内)、引渡報告(引取報告日から30日以内、引き渡した日から5日以内)を適正に行っている。
	②引取業者としての具体的な実務ができています	1. カーエアコン、エアバッグ類の装備の有無について実車を見て確認している。 2. 自動車リサイクルシステムにアクセスした後、車検証などを参照に、引取車両の装備状況の確認並びにリサイクル料金の預託状況を確認している。 3. リサイクル券〔B券〕に必要な事項を記入し、最終所有者に引取証明書を交付している。 4. フロン類回収業者への引渡しが確実に行われている。

車の使用済自動車の処理	③自動車リサイクル法への対応ができている	フロン類の回収を行う場合はフロン回収機を備え、地方自治体等にフロン類回収業の登録をしていること。同様に部品取りを行う場合は解体業（県等）の許可を受ける等、自動車リサイクル法を遵守し業務を適切に行っている。
産業廃棄物等の処理	①収集運搬業者、中間処理業者と契約している	1. 産業廃棄物処理法に基づき収集運搬処理業者、中間処理業者との委託契約ができています。 2. 行政の許可証の内容（廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間）
	②マニフェストを交付し、適正に処理している	1. 金属類、廃プラスチック、廃ガラス、LLC、燃料、廃バッテリー等の処理を上記契約業者に委託し、処理の際にマニフェストを適正に交付している。
	③産業廃棄物を分別し、保管している	1. 産業廃棄物を種類ごとに分別し、保管している。 2. 保管場所は次の要件を備えていること ・周囲に囲いがあり、コンクリート等により地下浸透防止対策を施している。 ・屋根等を取り付け、雨水対策をしている。 ・保管場所には廃棄物等の置き場である旨を表示し、且つ、保管責任者及び産業廃棄物の種類を表示している。
	④廃タイヤを適正回収ルートで処理している	タイヤ販売店などで構成する適正回収ルートで処理している。又はマニフェストを使用し適正に処理している。
	⑤廃バッテリーを適正回収ルートで処理している	自動車電装品販売店で構成する適正回収ルートで処理している。又はマニフェストを使用し適正に処理している。
	⑥廃塗料を適正回収ルートで処理している	1. マニフェストを使用し適正に処理している。 2. 塗料からシンナーを取り除く装置を保有している。
環境保全の向上	①自動洗車機の設置届出をしている	1. 自動洗車機を設置している場合、県又は中核市（高松市・松山市・高知市）に届出をしている。 2. 公共下水道に排水する場合は、公共下水道管理者に届出をしている。
	②コンプレッサー等の届出をしている	騒音規制法、振動規制法等県の条例に従い届出をしている。（コンプレッサーの定格出力が7.5KW以上のものに限り。）
	③塗装ブースの設置届出をしている	1. 労働安全衛生法に従い、有機溶剤設備設置届出をしている。 2. 集塵装置等が設置されている。
	④作業場や駐車場にオイルやLLCなどがこぼれていない	作業場や駐車場等に、土壌汚染の原因となるオイルやLLCなどがこぼれていない。
	⑤ゴミ箱や廃棄物置場は廃棄物があふれていない	1. ゴミ箱や廃棄物置場には、水質汚濁や土壌汚染の原因となる廃棄物等があふれていない。 2. 廃棄物は定期的に処分し、大量に保管していない。
	⑥フロンの適正な回収に取り組んでいる。	1. カーエアコンなどの修理を行う際は、フロン回収機を備えフロンの回収を行っている。 2. 使用者に、フロンの適正処理に関する情報を提供している。
	⑦敷地内（作業場、ショールーム、事務所）の整理整頓、雑草の除去を定期的に行っている。	1. 作業場、ショールーム、事務所の整理整頓、雑草の除去を定期的に行い環境美化に努めている。 2. 敷地内の廃棄物（廃車、廃タイヤなど）は所定の場所に保管している。

環境保全の向上	⑧浄化槽（油水分離槽を含む）の清掃を定期的に行っている。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年に数回程度浄化槽等の清掃を定期的に行い、オイルの流出防止に努めている。 2. オイルの流出がない。
	⑨汚泥処理の際は、マニフェストを交付している	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業廃棄物処理法に基づき、収集運搬処理業者と個別に契約をしている。 2. 行政の許可証の内容（廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間）
	⑩一般廃棄物を適正に処理している。	事務所から出るゴミを分別して排出している。
	⑪廃棄物を焼却していない	ダイオキシン発生の原因となる廃棄物を焼却していない
リサイクル部品の活用	①リサイクル部品の情報提供をお客様に行っている	整備の依頼を受けたときに、リサイクル部品の使用も可能な旨の情報をお客様に提供している。
	②リサイクル部品取扱い工場の案内表示を行っている	<ol style="list-style-type: none"> 1. フロント等にリサイクル部品取扱いが可能な旨の掲示をしている。 2. リサイクル部品（現物・カタログ等）の例示をしている。
	③リサイクル部品入手先の確保をしている	<ol style="list-style-type: none"> 1. リサイクル部品の入手が可能な部品販売店を確保している。 2. リサイクル部品の入手先を掲示している。
	④リサイクル部品の保証期間を明示している	<ol style="list-style-type: none"> 1. リビルト部品には保証期間を明示している。（請求書等に） 2. リユース部品の場合は、部品の保証について何らかの説明をしている。
	⑤リサイクル部品の使用状況について	ユーザーからのリサイクル部品の使用依頼に積極的に応じている。

団体名	振興会・自販連・軽協会・中販・車体整備・電装品組合
事業場名	
所在地	

環境統括責任者名	
----------	--

実施状況年月日	年 月 日 から 年 月 日
---------	----------------

環境対策への取り組み等実施状況申告書

区分	項目	実施状況		
		している	していない	
総則	① 環境問題、公害問題に積極的に取り組み循環型社会の形成に寄与している。	している	していない	
	② 環境統括責任者及び担当部署を決めている。	決めている	決めていない	
CO ₂ 排出量の把握	① 環境家計簿等を活用し、過去1年間のCO ₂ の排出量を把握している。	している	していない	
CO ₂ 排出量の削減に繋がる取組	① エアコンプレッサの圧縮エア漏れの防止体制ができています。	できている	できていない	
	② 洗車時の節水の実行体制ができています。	できている	できていない	
	③ 温水洗車機の灯油の使用量の削減体制ができています。	できている	できていない	対象外
	④ 適切な室温の設定・管理体制ができています。	できている	できていない	
	⑤ 照明電力の削減体制ができています。	できている	できていない	
	⑥ 省エネ機器の活用体制ができています。	できている	できていない	
	⑦ 不要な電源オフの実行体制ができています。	できている	できていない	
	⑧ 待機電力の削減体制ができています。	できている	できていない	
広報	① CO ₂ 削減に効果のある点検整備について広報をしている。	している	していない	
使用済自動車の処理	① 電子マニフェストを利用し、適正な報告をしている。	している	していない	
	② 引取業者としての具体的な実務ができています。	できている	できていない	
	③ 自動車リサイクル法への対応ができています。	できている	できていない	
廃棄部品等の処理	① 収集運搬業者、中間処理業者と契約している。	契約有	契約無	
	② マニフェストを交付し適正に処理している。	交付	未交付	
	③ 産業廃棄物を分別し保管している。	している	していない	
	④ 廃タイヤを適正回収ルート等で処理している。	している	していない	対象外
	⑤ 廃バッテリーを適正回収ルート等で処理している。	している	していない	対象外
	⑥ 廃塗料を適正回収ルート等で処理している。	している	していない	対象外
	⑦ 廃塗料からシンナーを取り除く装置を保有している。	している	していない	対象外

区分	項目	実施状況		
		設置有	設置無	届出有
環境保全の向上	① 自動洗車機を設置している場合に届出している。	設置有	設置無	届出有
	② コンプレッサー等の届出をしている。	設置有	設置無	届出有
	③ 塗装ブースを設置している場合に届出している。	設置有	設置無	届出有
	④ 集塵装置を設置している。	設置有	設置無	対象外
	⑤ 作業場や駐車場にオイルやLLCなどがこぼれていない。	こぼれていない	こぼれている	
	⑥ ごみ箱や廃棄物置場は廃棄物が溢れていない。	溢れていない	溢れている	
	⑦ フロンの適正な回収に取り組んでいる。	取り組んでいる	取り組んでいない	
	⑧ 敷地内の整理整頓、雑草の除去を定期的に行っている。	定期的	不定期	
	⑨ 廃棄物(廃車等)は所定の場所に保管している。	している	していない	
	⑩ 浄化槽(油水分離槽を含む)の清掃を定期的を実施している。	定期的	不定期	
	⑪ 汚泥処理の際は、マニフェストを交付している。	交付	未交付	
	⑫ 一般廃棄物を適正に処理している。	している	していない	
	⑬ 廃棄物を焼却していない。	していない	している	
リサイクル部品の活用	① リサイクル部品の情報提供をお客様に行っている。(口頭でも可)	行っている	行っていない	
	② リサイクル部品取扱工場の案内表示を行っている。	行っている	行っていない	
	③ リサイクル部品の入手先を確保している。	している	していない	
	④ リサイクル部品の保証期間を明示している。	している	していない	
	⑤ リサイクル部品の使用状況を把握している。	している	していない	

申告書のとおり実施しています。

年 月 日

代表者

印

事業等概要書

年 月 日 現在

会社名 (団体名)	
設立年月日	
資本金 (出資金)	
役員構成	
従業員数	
事業概要	
備考	

注：備考欄には、事業種ごとの特記事項及び参考となる事項（詳しい事業内容等）について記述してください。

新元号に対応した点検整備済ステッカーを7月から販売

政府は2017年12月8日の閣議で、天皇陛下の退位の日にあたる特例法の施行日を今年4月30日とし、皇太子殿下が翌5月1日に即位されるという日程を正式に決定しました。それに伴い、即位と同じ5月1日に元号を改める改元が行われます。

日整連では、この度の改元に伴い、新元号に対応する点検整備済ステッカーについて元年（表記は1年）用と2年用の2種類を作成（下記イメージ図参照）した上で、本年7月1日より各整備振興会・商工組合の窓口において販売を開始します。

点検整備済ステッカーとは、自動車点検整備推進運動の一環として実施されている「定期点検整備促進運動」で使用されているもので、定期点検整備実施済車に点検整備実施事業場名等を表示した点検整備済ステッカーを発行及び貼付することにより、実施責任を明らかにするものです。また、自動車使用者に対し、次回の点検時期を知らせることによって自動車使用者の保守管理意識の高揚を図るとともに、定期点検整備の実施の励行を促進することを目的としています。

なお、現在販売中の31年及び32年の点検整備済ステッカーについては、7月1日以降も使用することができますが、7月1日より新元号に対応する点検整備済ステッカーが販売開始となることを考慮していただき、在庫には留意しご購入頂きますようお願い申し上げます。

○仕様及び表記

	新元号元（1）年ステッカー	新元号2年ステッカー
ステッカーの地色	青色	赤色
表面中央表記	1	2
裏面下部表記	新元号2年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。	新元号3年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。
イメージ図※		

※2019年3月時点のイメージ図のため、実際の商品では仕様が若干変更となる可能性があります。

※改元後（2019年5月1日以降）も、“平成”表記を修正することなく使用しても差し支えありません。

また、既に自動車の前面ガラスに貼付されている同ステッカー（“平成”表記）についても、“平成”表記を修正することなく、貼付期限まで貼付していても差し支えありません。

指定工場の皆さん必見！！

【騒音計の巡回検定のお知らせ】



自動車用普通騒音計の検定（校正）は5年毎の受検が義務付けられておりますが、今年度も一般財団法人日本品質保証機構（以下、JQAといいます。）による移動検定が下記のとおり実施されます。受検対象となる事業場には、5月中旬頃にJQAから検定のご案内が届きますので、必ず受検していただきますようお願い申し上げます。

なお、今年度の受検対象となる事業場は、『検定有効期間の満了する日』が平成31年6月～平成32年5月までの騒音計をお持ちの事業場となります。この検定を受検しないで検定の有効期間が満了した場合は指定扱いができなくなるとともに、JQAに騒音計を送って受検していただく必要がありますので、ご注意ください。

（予定）

実施日：令和元年6月5日（水）

場所：振興会・技能センター

検定料：18,300円

《騒音計の検定に関するお問い合わせ》

JQA 関西試験センター 計器検定課

TEL 072-966-7200

一般社団法人 愛媛県自動車整備振興会／指導課

TEL 089-956-2181



機械に張り付けられたラベルをご確認ください。

上の段が検査を受けた年月、下の段が検査が切れる年月です。

お忘れではないですか？

認証・指定の変更届を…。

認証・指定に関する所定の事項について変更があった場合には、四国運輸局長または愛媛運輸支局長に対し、**30日または15日以内**に届出が必要です。

以下の例を参考に、事業に変更があった場合には必要な手続きをお願いいたします。

【主な例】

整備主任者、自動車検査員（指定）の選任、変更、解職・・・・・・・・15日以内

事業者の氏名、名称、住所

事業場の名称、所在地

法人の役員

屋内作業場の面積

検査機器の名称、型式、数（指定）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・30日以内

なお、詳細は次ページ以降の手続き一覧表をご覧ください。

ご注意ください！！



これまでに、事業者様ご自身で手続きを行っていない変更届が、運輸支局に提出されていなかった事例がありました。届出の控え等をご確認いただき、ご不明な点がございましたら振興会・指導課までお問い合わせください。(TEL 089-956-2181)

自動車分解整備事業の認証に関する手続き一覧表

申請等の内容 必要な書類等	申請等の内容	17																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	1 新たに認証を申請する時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2 事業者の変更した時又は名称変更した時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 事業者の場合法人組織を変更した時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4 事業者の住所を変更した時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5 事業場の所在地を変更した時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6 事業場の名称を変更した時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	7 屋内作業場の面積・口奥行を変更した時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	8 事業者が死亡した時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	9 事業を合併した時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	10 事業を分割した時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	11 事業を譲渡した時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	12 事業を廃止した時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	13 対象自動車又は対象装置の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	14 整備主任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	15 認証書の再交付を受けたい時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	16 法人の役員に変更があった時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	17 除業務・変更の範囲を変更する時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	提出期限(変更の日から以内)	様式	1	3	5	6	2	4	7	8	注1								
申請書等	自動車分解整備事業認証申請書(変更部)																		
	自動車分解整備事業廃止届																		
	認証書再交付申請書																		
	自動車分解整備事業の業務範囲の限定解除(変更)申請書																		
1部	整備主任者届																		
	法人の役員変更届																		
	機械・計器・工具一覧表																		
	申告書																		
	作業場平面図																		
添付資料等	届出等の職務者であることがわかる書面	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	商業登記簿謄本等																		
	戸籍謄本																		
	住民票等住所の確認できるもの																		
1部	事業場の住所が確認できるもの																		
	土地・建物借用書の写し等																		
	自動車整備士技能検定試験合格証書の写し等																		
	認証書の返付																		

○：提出を必要とするもの
 △：法人の場合のみ必要なもの
 ※：場合によっては必要なもの

注1 (1) 日本工業規格A列4番又は折りたたんだ状態でA列4番とする
 (2) 屋内作業場及び車両面積の寸法(10cm未満切捨)を記入すること。
 (3) 指定工場の場合は、指定工場レイアウトを記載した図面も同時に添付すること。

注2 第1号様式中、事業の譲渡：譲渡人欄には事業の譲渡にあつては譲渡人、事業の分割にあつては分割前の法人を記入、押印(実印)することとする。

注3 平成7年7月1日以降において、小型自動車(対象とする自動車に小輪以上の小型自動車が含まれるもの)の認証を同年6月30日まで(対象とする自動車がその他のもの)の認証を申請する場合は、自動車分解整備事業認証申請書及び認証書の返付で足りるものとする。

注4 必要に応じて、分割により事業を継承したことが確認できるもの。

注5 「4 事業者の住所を変更した時」、「7 屋内作業場の面積・口奥行を変更した時」及び「16 法人の役員に変更があった時」の場合は、1部でよい。

注6 「★」印の書類は、原本提示又は一部本通とする。

注7 機械・計器・工具、作業場の面積等に変更がない場合は、必要に応じて添付書類を省略できる。

指定自動車整備事業の指定に関する手続き一覧表

(別表)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
指定自動車整備事業の指定申請	事業場の変更を伴わない事業者変更	事業場の退場	対象自動車の一部退場	業務範囲の限定	業務範囲の限定	業務者の氏名又は名称の変更	業務者の住所の変更	事業場の名称の変更	事業場の移転	事業場の位置の変更	検査場の開口・通行設備の変更	検査場の名称・形状・形式・数の変更	検査場の面積の変更	検査員の選任・変更	検査員の解職	検査員が自ら運転する車両(普通自動車)と大型特殊車両との併用	指定の廃止	共用設備の共同利用の開始	共用設備の所有者の変更	共用設備の所有権の名称の変更	共用設備の所在地の変更	共用設備の所在地(住所)の変更	共用設備の所在地(住所)表示等変更	共用設備の追加(一部から全部)	共用設備の追加(一部から全部)	共用設備の共同利用の廃止(一部)	共用設備の共同利用の廃止(一部)	指定書の再交付	
届出先 様式 番号	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	局 事前	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	支局 支局	
1	指定自動車整備事業指定申請書(変更届)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	申請書	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	事業場の組織図	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	作業工程図	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	事業場の主要設備機器等一覧表	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	事業場の設備を記載した平面図	1/200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	車両位置(借用の場合に限る。)の位置及び面積を記載した平面図並びに契約書等(写)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	自動車検査場の位置及び面積を記載した事業場平面図	1/200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	自動車検査用機械器具配置図	1/100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	自動車検査用機械器具一覧表	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	自動車検査用機械器具基準適合性試験成績表又は自動車検査用機械器具校正結果証明書(検査計において、検査計検定済)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	共用設備に付置された車両位置(位置及び面積)を記載した平面図	1/200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	共用設備の共同利用者の自動車検査に係る整備記録表	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	共用設備管理責任者選任届	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	共用設備使用記録書又は共用設備の使用管理台帳	15 又は 16/72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	共用設備管理規程		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	共用設備に係る使用契約書等(写)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	事業場と共用設備間の道路地図		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	自動車検査員選任(変更)届	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	選任自動車検査員一覧表	4/72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	自動車検査員数選任了証書(写)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	最近3か月の車検整備実績表	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	貸借対照表及び利益計算書(または経理説明書及び事業計画書)	12・13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	事業者及び事業場の沿革		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	その他、特に指示する事項		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	自動車検査場変更届	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	自動車検査用機械器具変更届	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	指定自動車整備事業廃止届	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	最近3か月の車検整備実績表	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	自動車検査員解職届	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	指定書換届	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	指定書再交付申請書	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	指定書		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	リサイクルの手続き		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	村田の届出		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 〇は必要とするものを示す。
 2. 〇は指定自動車検査用機械器具に変更あるいは追加がある場合に、その自動車検査用機械器具についてのみ必要。
 3. 〇は指定自動車検査用機械器具の共同利用の開始に必要。
 4. 〇は指定自動車検査用機械器具の共同利用の開始に必要。
 5. 指定自動車検査用機械器具の共同利用の開始に必要。
 ※ 届出先が「支局」の場合は1部、「支局」の場合は2部提出してください。

平成30年度(全国)版 「自動車整備白書」、「図で見る自動車整備白書」が 完成しました

日整連が編集作成しました「自動車整備白書」、「図で見る自動車整備白書」が完成しましたので、お知らせいたします。

『自動車整備白書』

平成30年6月末時点における実態調査の結果に基づき、自動車分解整備業の現状について分析・解説しております。

A4判、87頁

定価：2,500円（税別）



『図で見る自動車整備白書』

「自動車整備白書」の要点を、図・表・グラフ中心に簡潔にまとめたカラー版ですので、事業者様にとって読みやすい内容となっております。

A5判、42頁

定価：200円（税別）



ご注文は、振興会⑥番窓口までお申し付けください。

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今月は、12件を掲載いたします。

Case 1 エンジン下回りにウエスが挟まっていた
平成30年11月14日 茨城県 男性
車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

当会会員の指定工場（専業）で車検を実施。オイル漏れの疑いがあるとのことで、新車検証を渡す時にもう一度下回りを確認すると言われた。その後、車検証を取りに行った際、忙しいとのことで対応して貰えなかったため不安を覚えディーラーで見て貰ったところ、エンジンの下回りにウエスが挟まったままで、最悪火災の恐れがあったと言われた。当該工場に苦情を申し立てると、担当者が不在とのことで取り合ってもらえない。その後連絡もない。連絡するように言っていた。

【対応】

相談者に了解を取り、当該整備工場の店長に連絡し相談者の要望を伝えると、昨日は定休日だったので連絡ができなかったとのこと。対応は本社に任せてあるとのことなので、至急相談者に連絡して貰うようお願いした。その後、当該工場の担当者から連絡があり、相談者と円満解決したとの報告があった。

Case 2 希望通り作業が実施されていない
平成30年11月21日 佐賀県 男性
車名：軽自動車 登録年月：平成19年12月
走行距離：140,000km

【相談】

A整備工場（会員）に車検整備を依頼した。納車後にボンネットを開けてエンジンルームを確認したらフロントグリル上部の塗装が3ヶ所剥離しているのに気付いた。車検時のブレーキフルードの交換作業時にフルードが付着して、後処理を怠ったために塗装が剥離したのではないかと整備作業に不信感を抱いた。また、タイヤ・ローテーション（前後を入れ替える）を依頼していたが、希望通りに実施されておらずアルミホイールに傷も入っていた。

【対応】

相談者が車両を持って来たので、現車を確認した。塗装の剥離とホイールの傷は確認できるが、今回の作業との因果関係は当会では判断できない旨説明した。翌日、相談者がA整備工場に電話で作業内容を確認したところ、「塗装の剥離については作業上の不備はないが、タッチペンでの補修でよければ対応する。タイヤ・ローテーションについては無償で組み直しを行う」との回答があったと、報告が入った。数日後に相談者から、「車両を入庫しタッチペンでの補修とタイヤ・ローテーションを実施して貰い、今回の件は納得した」と連絡が入り、相談を終えた。

Case 3 板金修理中にエンジンが焼き付いた
平成30年11月29日 大阪府 女性
車名：軽自動車 登録年月：不明
走行距離：不明

【相談】

ボディー全体のキズ修理のため、車両保険を使用し

て板金塗装工場に修理を依頼した。1ヶ月ぐらい預けた頃「11月20日くらいに完成します。全てをチェックして納車します」と連絡があった。納車当日に、「納車に行こうとしたらエンジンが焼き付いたので納車できません。エンジンを載せ替えないといけないので30万円かかりますが、預かり中なので25万円にしときます」と電話があった。自動車修理をしている友達に相談したら、「預かり中なら何か作業ミスをしているはず。オイルランプも点いたはずだから、詳しく聞いてみたら」とのアドバイスを貰ったので板金工場に電話した。「引き取って帰る時も作業中もオイルランプは点いていなかった。納車するのにエンジンを掛けたらいきなりランプが点灯したのでエンジンを直ぐに止めたが、エンジンが焼き付いた。当社はエンジンを触っていないので責任はない」と言われた。私は7ヶ月前にエンジンオイルの交換をガソリンスタンドに勧められてしている。オイルを交換しているのにエンジンは焼き付くのか、オイルランプが点いたら直ぐに焼き付くものなのかを教えて欲しいとの相談。

【対応】

振興会の立ち位置を説明し、次いで「板金塗装工場とよく話し合ってください」と伝えてから、エンジンオイルの役割、エレメントも定期的な交換が必要なこと、オイルランプが点灯する仕組みと役割を説明した。新車から乗っていると聞いたので、「何kmごとに交換していましたか？7ヶ月前にオイル交換した時の走行距離と今現在の距離を教えてください」と質問したが、全く答えることができなかった。スタンド等で勧められないとオイル交換したことがないこと、エレメントを交換した記憶もないことなどを聞き出せたので、その為にエンジンが受けるダメージを説明したところ納得した様子。「整備士の友達と相談して、板金塗装工場とよく話をして、エンジン修理のことを考えたいと思います」と言って、相談を終えた。

Case 4 車検費用込みで購入したが、車検時に費用を請求された

平成30年11月29日 鹿児島県 男性

車名：ミニバン 登録年月：平成16年

走行距離：不明

【相談】

1年前に中古にて購入した際、次回車検の費用込みの販売価格だったにも関わらず、いざ車検に出したら費用を請求された（しかも車種に対して結構な金額）。今後どのような対応をとればいいのかという相談。

【対応】

まず、車を販売したのは会員外の中古車販売店（未認証）だったことから、こちらは介入できないことを前置きした上で、そもそも車両販売時の“車検費用込み”に対して販売店が「そのようなことは謳っていない」としらばっくれているような状況なので、県の消費生活センターを紹介した。

Case 5 ブレーキパッド交換での作業ミス

平成30年12月4日 千葉県 男性

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

- ガソリンスタンドでブレーキパッド交換をした。
- 引き取った直後からブレーキより異音発生。ガソリンスタンドに引き返して確認したところ、キャリパーのボルトを締め忘れていた。
- 研修で来日している外国人が作業し、整備主任者は作業時不在で確認していなかった。
- 事故になっていたらどうするんだ。

【対応】

ガソリンスタンドの所長に連絡したところ、下記事項を聴取。

- 当該車両はキャリパーのボルトは緩めなくてもパッ

ド交換できる車種。分解整備にならないため整備主任者は不在でも作業した。

- キャリパーを緩めたため分解整備に発展していたが、気付かなかった。

分解整備になっていたため整備主任者が確認しなくてはならないのに怠っていることについて問題であること、キャリパーが脱落して事故になっていたら大変な問題だと伝えた。今日の夕方、相談者に再度会う予定があるとのことなので、再発防止も含めしっかりとした対応をするように伝えた

Case 6 ロアアームの取付ボルトが弛んでいた

平成30年12月10日 埼玉県 男性

車名：ミニバン 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

2年前、O店より2年間の車検付で車両を購入した。今回車検がきたので、自分で車検を取ろうと思って点検したところ、左フロントのロアアームの取付ボルトが、はっきりと弛んでいた。この状態で家族を乗せて長期間走っていたことを考えると「ゾッ」とする。不具合箇所は自分で締め直したが、このような車を引き渡されたことが腹立たしく、文句を言いたい。また、左前のタイヤだけが片減りすることもあった。1年ほど前にN店（N店とO店は同じ会社、N店：整備部門、O店：販売部門）で左前のショックアブソーバー（ストラット式サスペンション）を交換しているらしい…。この時ロアアームを締めているかどうかは不明だが、もしかすると締め忘れた可能性もあるだろうとの見解であった。

整備を担当したN店の工場長に電話したところ、「上司と相談して連絡する」と回答されたが、いまだに連絡がない為に仲介して欲しいとの依頼である。

【対応】

N店に連絡したところ、「確かにその電話はお客様

より頂いています。販売部門のO店の店長に連絡するように頼んだが、連絡していないようだ」との内容であった。店長と相談して再度相談者に連絡していただくようお願いし、その旨を相談者に連絡した。10日後、相談者より再度連絡が有り「まだ連絡が来ない」とのことであった。N店に連絡したところ、販売部門のO店の店長と考え方の相違で折り合いがつかないとのこと理由で電話ができなかったらしい。いずれにしても、苦情内容が整備不良なので会社として調整のうえ、N店からでいいので一旦相談者に電話を入れるよう再度お願いし電話を切った。その後、相談者からの連絡はない。

Case 7 修理代に5万円掛かったのに直っていない

平成30年12月12日 大阪府 女性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

数ヶ月前から走行中に下からの突き上げる音がしていたので、主人の友達が経営している自動車修理工場に入庫した。オートマチックミッションの不具合らしく「コンピューターも怪しいが、先に配線を取り替えないと分からない」と言われ、5万円ほどで配線を交換して貰った。納車から1週間経った頃、また同じ現象が出だして直っていないことが分かった。主人はもう一度友達に頼んだらいいと考えているが、自分としたらこの先同じような事が何度か続いて最終的に高額になる事は避けたい。この車を新車で買ったディーラーに頼んだら高いだろうし、車の故障は今回のように何かを交換しないと次の悪いところが分からないというように1回で直らないものなのか？この先どこに修理に出せばいいのか？との相談だった。

【対応】

まず、振興会の立ち位置を説明した。次いで、以下の3つの対応をアドバイスした。

①友達の修理工場で引き続き見て貰う。これは、他の工場で一から見て貰うよりは先に進んでいると思う。夫婦で意見を合わせて友達に相談してはどうか？「5万円かけたけど直ってない」ことを強調して友達の指示に従ってはどうか？

②ディーラーで無料の範囲で見積りを出して貰ってはどうか？

③セカンドオピニオンみたいに全く別の修理工場に見て貰ってはどうか？

相談者は、「主人とよく話をしてみます」と言って、相談を終えた。

Case 8 車検後に右ボールジョイントが脱落し、走行不能になった

平成30年12月13日 滋賀県 男性

車名：乗用車 登録年月：平成21年7月

走行距離：92,000km

【相談】

平成30年7月上旬にA社（会員指定工場）にて、相談者の奥様が立ち合いの下、低価格の短時間車検を実施した。走行距離は8万7,900km。10月下旬に奥様が運転中、右ボールジョイントが脱落し、走行不能となった。走行距離は9万1,700km。一旦、約3ヶ月前に車検を実施したA社に再入庫したが、事の真相を究明するため、ディーラーのB社（会員指定工場）へ回送し、故障の状態を確認して貰った。B社では担当者から、「車検後約3ヶ月の3,800kmの走行で、ボールジョイントが破損することは考えにくい」と言われた。そのままB社にて故障の修理を実施することとなり、約12万円の費用がかかった（ボールジョイント以外の悪い部分も修理をした）。そもそもA社が車検時にボールジョイントの異常を見逃していたために起こった不具合ではないか？とA社に言ったが、「車検の時には異常はなく、お客様（奥様）の立ち合いの下で車両を見て貰いながら点検車検を実施しているため保証も対象外である」とのこと。つまりA社では車検時に異常はなかつ

たと言われ、B社では車検後に破損することは考えにくいと言われたことになるが、どちらが正しいのか解らない。真相を究明するため、管轄の運輸支局へ通報し、A社に監査を実施して貰った。数日後に監査の結果、「A社の違法性は確認できなかった」と運輸支局から回答があったが、納得できない。次に管轄の運輸局へ通報したところ、「支局からは報告を受けている。局へ通報をしてこられても既に支局として回答している結果が変わることはない。整備相談であれば一度管轄の整備振興会へ相談しては？」と言われたため、この度当会へ電話があった。当会への要望としては、故障についての責任の所在は①車検を実施したA社なのか、②故障した自動車を製造したメーカーなのか、どちらであるか？と言うもの。

【対応】

支局及び局が既に結論を出している。整備相談所としてできることは何もないが、今後裁判等に発展し、①もしくは②の責任を証明するには、先ず使用者の走行状態や使用頻度において、故障するはずがないことを証明する必要がある旨を説明した。更に、車検前と車検後で、使用者の走行状態や使用頻度に変化があったのか、また、これまで法定点検は実施しているのか等、使用者の責任についての質問を重ねていくと声のトーンが下がっていった。以上、故障については使用形態に起因するものが強いことを示唆し、整備相談所での助言には限界がある旨を伝え、整備相談を打ち切ることの了解を得て終了した。

Case 9 車検整備後に後部座席が浮いている事に気が付いた

平成30年12月18日 大阪府 男性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

先月11月の中頃にディーラーで車検整備をして貰った。先程、荷物を右後部座席の上に載せて出かけよう

として座席が浮いていることに気が付いた。座席の根本の金属部分が固定されていないように思う。このまま走行しても安全なのか、車体の強度（剛性）に問題がないのかを聞きたくて、振興会に電話した。

【対応】

振興会の立ち位置を説明した後、話が分かりにくかったので質問した。「車検整備の時に別の不具合などの作業の追加をされませんでしたか。通常車検後にシートが浮いたと言うのなら作業をしたディーラーにまず電話をするものだと思いますが、第一に振興会に電話をされたのには訳がありますか？」と言うと、「バックモニターが曇るのでカメラの交換をしてくれました。それといつもお世話になっていたお店が無くなって、一番近いお店に担当変更されました。なじみの人もいないし、やたらとセールスが乗り換えを言ってくるので私としたら行きたくないお店です」と言われた。「バックカメラからナビゲーションまで配線がつながっているので、カメラを交換するのに後部座席を外した可能性があります。お客様がすごく安全性を気にされているのはよく伝わってきました。でも、お話を聞きただけで安全かどうかと言われると、『固定されていない』とお聞きしたので安全とは言えません。行きたくないでしょうがお店に電話して、今からでも見せに行かれることをお勧めします」と伝えて、相談を終えた。

Case 10 代車で自損事故を起こした

平成30年12月20日 香川県 女性

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

消費生活センターからの問い合わせ。相談者が車検時に貸し出された代車（レンタカー）で自損事故（左前輪を側溝に脱輪）を起こし、代車のサイドステップに傷を付けてしまった。整備工場に連絡するとサイド

ステップの交換が必要と言われたため、ネットでサイドステップのおおよその金額を検索すると約10万円だった。自身が加入している保険会社に相談すると保険対象外と言われたが、アジャスター曰く、通常この程度の傷は板金塗装で対応するらしい。相談者が言うには、「そもそも、代車で事故した際の説明もなかったたので、支払い義務があるのでしょうか。また、代車の保険は使えないのでしょうか」という問い合わせ。

【対応】

会員工場かどうかは教えて貰えなかったが、人から物を借りて壊してしまったら、直すか新しいものを買って返すのが当たり前の話。「代車が車両保険に加入しているか否かは分かりませんが、もし、代車の保険を使用した場合、等級に影響するため整備工場が了承するのは難しいのでは。しかしながら、代車で事故した時にどちらの保険を使うかの説明がなかったことや板金塗装で修理できないかなど、交渉の余地はあるかもしれないので、双方で話し合って貰うしかないのでは」と説明した。

Case 11 輸入車を車検に出したらノーマルなのに不適合車両と言われた

平成30年12月21日 兵庫県 男性

車名：輸入車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

民間車検工場で輸入車の車検の見積りをして貰ったが、ヘッドライトの照射の設定が左右逆のままなので車検には通らない不適合の物だと言われた。この車には新車から乗っている。自分は改造もしていないのに車検に通らないはずがない、事業者の対応に納得がいかない、という問い合わせ。

【対応】

まずは振興会の立ち位置や成り立ちを説明し、できないことを理解していただき、詳細を聞く

ことから始めた。相談者は当会から事業者へ指導をして欲しいと言うが、とにかく話を聞いてからアドバイスをすることとした。相談者に最初に聞いたことは、購入した店舗と並行輸入車かどうかについてだった。そして、初回の車検であるということも聞くことができた。この車両を購入した店舗は整備工場を持たない店舗で、正規ディーラーで取扱いのない輸入車を専門で取り扱うリーズナブルな価格設定の販売店であった。相談者の話を信用すると、その販売店が現状のまままで納車したことになる。以前から、並行輸入販売業者のモラルに関しては会員事業者からも保安基準関係で相談がある。北米からの並行輸入車に本国仕様のヘッドライトを装着したままの入庫が事業者の悩みの種になっている件であるが、もちろん改善しなくては保安基準不適合となる。その内容をそのままぶつけては相談者や販売店ともトラブルになりかねないので、言葉を選びながら説明し、購入した販売店への問い合わせをお勧めしたが、すでにその販売店は閉店したとのことであった。現状としては、見積りをした民間車検工場が間違えていなければ、何らかの対処をしなければ車検には通らない、と念押しして電話を終えた。後日、相談者から連絡が有り、見積りをした民間車検工場に相談をしたところ、とても丁寧に説明もしてくれて、車検に通るようにヘッドライトを加工していただけたとのことであった。

Case 12 点検すべき項目を実際にはチェックしていなかった

平成30年12月25日 福岡県 男性

車名：軽トラック 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

<経緯>

12月25日、軽貨物車の6ヶ月点検で工場に現車を持ち込んだ。

<内容>

ショールームからガラス越しに作業場を見ていたが、ボンネットを開けた形跡が見られず、ファンベルトなどのゆるみやバッテリー点検をしていないにも関わらず、記録簿の該当項目にチェックマークがついていた。上記内容は以前にもあったようで、今回注視して確認していたところ、記録簿に沿って点検していないことに気付いた。今回の件は点検していない箇所の問題があった場合、大変なことになるので、重々指導して欲しいとのこと。また、実際に立ち入り指導して、制裁できる権限を持つ機関を紹介して欲しいとのこと。

【対応】

工場長に確認したところ、上記の内容に間違いはないとのこと。相談者が支局に報告したいとの話もあったので、相談者から支局に報告がいくより、自社から支局へ報告した方がいい旨の忠告をした。相談者には今後このようなことがないように工場長に注意したことの報告と、運輸支局の整備部門を紹介して相談は終わった。

優秀な人材確保に向けて福利厚生制度の充実を！

四国自動車企業年金基金が

新	し	い	企	業	年	金	制	度	
	を	ご	提	案	い	た	し	ま	す

Point

1 四国自動車企業年金基金の特徴について

- ▶ 当基金は現在、四国内の自動車整備・販売会社が参加する年金制度で、スケールメリットのある制度を目指しています。
- ▶ 当基金の制度は、退職金制度の一部として活用できます。又、外部積立により退職金財源をしっかりと確保し、各事業所様の福利厚生制度の充実が図れます。
- ▶ 掛金は全額損金算入できます。

Point

2 制度内容について

- ▶ 掛金は事業所毎に、「標準報酬月額2%」又は「全員一律の定額」から選べます。
- ▶ 加入者個人への給付額は、掛金支払額+利息という解りやすい制度です。
- ▶ 給付は、個人のライフプランに応じて、年金又は一時金を選べます。
- ▶ 厚生年金保険の被保険者は原則として全員加入、事業主もご加入頂きます。

Point

3 給付の安全性について

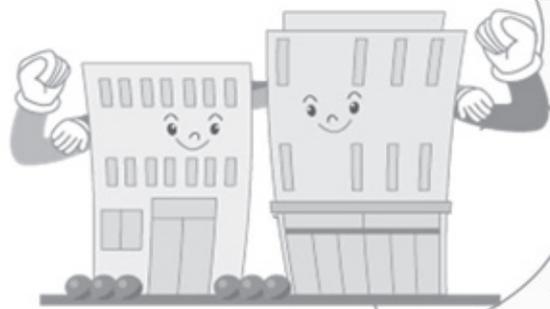
- ▶ 運用は、保証利率（年1.25%）がある生保一般勘定で行います。運用実績に応じてプラスアルファの上乗せ配当が期待できます。

日本-年-201705-170-0100-C

四国自動車企業年金基金の特徴について

1

当基金は、前身である愛媛県自動車厚生年金基金の加入事業所が中心となって、平成29年6月1日に設立いたしました。新たな制度は四国全域の自動車整備及び販売会社等が広く加入できる制度です。多くの事業所にご加入いただくことで、事業所ごとに制度を運営するより、**スケールメリットが得られ、諸コストの削減が図れます。**



2

当基金は、退職及び死亡時に年金や一時金をお支払します。年金制度は、退職金制度の一部としても活用でき、**退職金原資の平準的・安定的な積立が可能となります。**また、**外部積立により退職金の原資を保全**できる効果も得られます。



3

福利厚生制度の充実が図れることで、後継者や優秀人材の確保及び定着化がはかれるものと期待しています。



加入者は、65歳未満の厚生年金保険の被保険者全員。

- ① 加入者の範囲は、原則として厚生年金保険の被保険者全員（事業主も含む）となります。
- ② 加入者資格の取得日は、次のとおりです。
 - ◆ 加入事業所が四国自動車企業年金基金に参加された日
 - ◆ 新規加入者の入社日
- ③ 加入者資格の喪失日は、次のとおりです。
 - ◆ 加入事業所からの退職日
 - ◆ 加入者の65歳の誕生日の前日
 - ◆ 加入者の死亡日



掛金は、標準報酬月額 2% （給与比例）又は、事業所毎に一律の定額（毎月・加入者一人あたり5千円～15千円で千円刻み）をご選択いただけます。従業員の負担はありません。掛金全額を損金算入することができます。

- ① 給与比例をご採用でも、標準報酬月額は、厚生年金保険の定時改定と同じく4月～6月の平均額を10月～翌年9月まで適用します。（随時改定は行わず、これにより事務負担は軽減されます。）
- ② 掛金の全額を積立てることで、退職時には元本（掛金合計）以上の金額を、お支払いいたします。
- ③ 掛金は事務費掛金（給与比例の場合 0.25% 。定額では790円）も含めて、全額損金算入することができます。



利息は、 $0\% \sim 3\%$ の範囲で毎年の運用実績に連動して付加されます。

- ① 利息は、運用実績から事務・運用委託会社への手数料を控除した運用利回りを、 $0\% \sim 3\%$ の範囲内で付加します。
- ② 運用は、利率保証がある生保一般勘定を採用することで、積立不足が生じにくく、将来にわたり掛金は基本的に変わりません。（現在の保証利率は年 1.25% ）



掛金と積立金に対する利息の累計額を、毎年積立てて、退職時にお支払いしますので、個々人の持ち分が明確で解りやすい制度です。

- 掛金と利息の累計額を退職時にお支払いいたします。
- 積立金の合計額は毎年、各事業主の方にご提供します。
(個人別仮想勘定残高)
- 加入3年以上で一時金。同10年以上で年金の受給資格を満たします。
加入3年未満で脱退の方には一時金等お支払できません。



加入期間3年以上で一時金の受給資格を満たします。

- 加入期間3年以上で退職された場合、脱退一時金をお支払いいたします。
- 加入期間3年以上で死亡された場合、遺族一時金をご遺族にお支払いいたします。
- 遺族一時金は、年金の繰下げ期間中に死亡された場合及び年金受給中に死亡された場合※にもお支払いします。
※年金受給中に死亡された場合のお受取り額は、未受取り分の相当額となります。



加入期間10年以上で年金の受給資格を満たします。

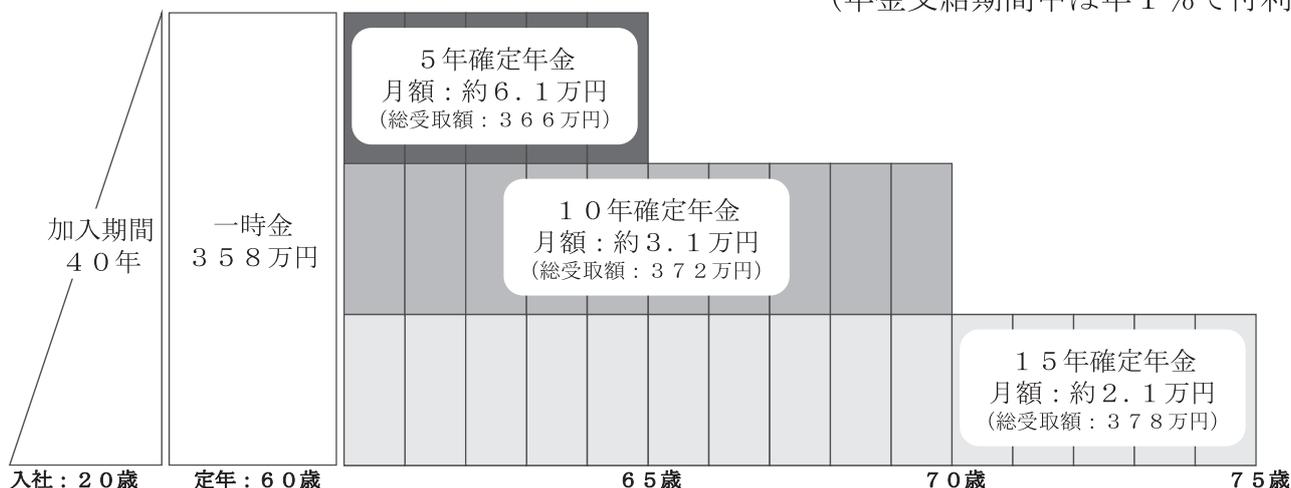
- 加入期間10年以上で退職された場合、年金又は一時金のどちらでもお受取りができます。
- 年金での受取りを希望された場合、退職時の年齢により支給開始時期が異なります。
 - ◆ 50歳未満の場合、65歳まで支給を繰下げ65歳より支払開始
 - ◆ 50歳以上の場合、50歳～65歳の任意の時期から支給開始
- 年金の支給期間は、5年・10年・15年より選択いただけます。(各々の期間で年金額は変わります。)



年金・一時金の給付額について

(1) 年金・一時金の選択と概算

- 掛金（標準報酬月額：29万円×2%・月額：5,800円）及び利息（1.25%）で40年間加入した場合、退職時の一時金は358万円となります。
 - 年金での受取りを選択した場合、5年確定年金ならば月額6.1万円、10年確定年金ならば月額3.1万円、15年確定年金ならば月額2.1万円を受取ることができます。
- （年金支給期間中は年1%で付利）



(2) 受取額の試算

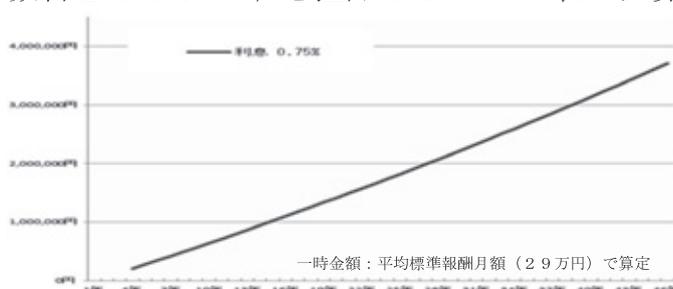
- 一時金は、掛金及び利息の累積額となります。利息は、0%～3%の範囲内で運用実績に応じて変動するため、2ケースの場合を想定して試算いたしました。
- 年金は、一時金を基にして年1%（固定利率）で付利いたします。

ケース① 利息（運用利回り）0.75%の場合

- ◆ 運用利回りは、保証利率の1.25%から手数料として0.5%を控除した0.75%で試算

加入期間	一時金※ ₁	年金(月額)※ ₂
5年	353,259円	---
10年	719,966円	4,309円
15年	1,100,632円	6,588円
20年	1,495,789円	8,953円
30年	2,331,802円	13,957円
40年	3,232,675円	19,349円

※1一時金額は、平均標準報酬月額29万円で算定
 ※2年金額は、15年確定年金（給付利率：1%）で算出

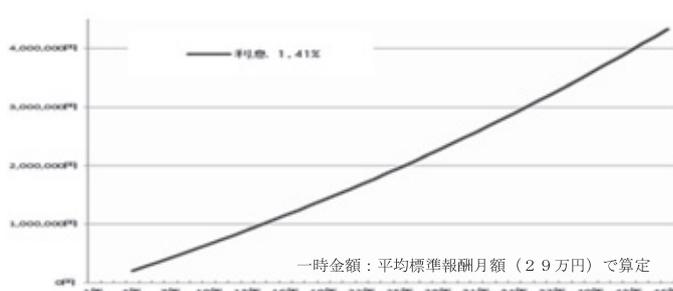


ケース② 利息（運用利回り）1.41%の場合

- ◆ 運用利回りは、保証利率+配当の1.91%から手数料として0.5%を控除した1.41%で試算

加入期間	一時金※ ₁	年金(月額)※ ₂
5年	357,953円	---
10年	741,863円	4,440円
15年	1,153,613円	6,905円
20年	1,595,222円	9,548円
30年	2,576,834円	15,423円
40年	3,705,973円	22,181円

※1一時金額は、平均標準報酬月額29万円で算定
 ※2年金額は、15年確定年金（給付利率：1%）で算出



上記試算は、一定の前提に基づくシミュレーションであり、将来のお受取り額をお約束するものではありません。

資産運用について

➤ 生保一般勘定で運用します

- 生保一般勘定の運用実績は、過去10年平均（年率）で1.76%と、安定した実績となっています。
- 積立金に付利する利息は、生保一般勘定（保証利率1.25%）の運用実績から、手数料（制度管理手数料及び運用手数料：年率0.4%～0.5%程度を想定）を控除した運用利回りで0～3%の範囲となります。

生保一般勘定は年1.25%の利率保証のある運用商品です。

- 保証利率：1.25%の付いた生保一般勘定による運用のため、手数料を控除しても運用利回りがマイナスとなることが少なく、**不足金が発生しづらい制度**です。
- 利息は、運用実績に応じて0%～3%の範囲内で付利いたしますので、加入者への積立金はマイナス運用とはなりません。

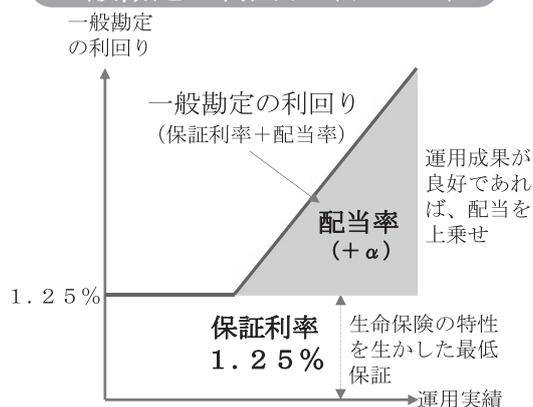
(1) 生保一般勘定の特徴

保証利率 (1.25%)	● 生命保険の特性を生かした最低保証（保証利率：1.25%）があり、市場動向に関わらず、安定した収益が期待できます。※ ₁
配当 (+α)	● 運用成果が良好で剰余金が発生した場合、保証利率：1.25%に配当（+α）を、上乗せいたします。※ ₂

※₁ 普通保険約款の規定に基づき、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、契約締結の際、予見し得ない事情の変更等により特に必要と認められた場合には、予定利率（保証利率）の水準を変更することがあります。

※₂ 配当は年度末決算時に団体年金区分の剰余がある場合にその範囲内で配当を実施、かつ、総代会で決定されます。

一般勘定の利回り（イメージ）



一般勘定の利回り推移（日本生命）

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
一般勘定の利回り (配当率)	2.52 (1.27)	2.10 (0.85)	1.38 (0.13)	1.70 (0.45)	1.67 (0.42)	1.37 (0.12)	1.69 (0.44)	2.04 (0.79)	2.54 (1.29)

	2015年度	2016年度	2017年度	3年平均 2015年度～ 2017年度	5年平均 2013年度～ 2017年度	7年平均 2011年度～ 2017年度	10年平均 2008年度～ 2017年度
一般勘定の利回り (配当率)	2.09 (0.84)	1.58 (0.33)	1.53 (0.28)	1.73 (0.48)	1.96 (0.71)	1.83 (0.58)	1.76 (0.51)

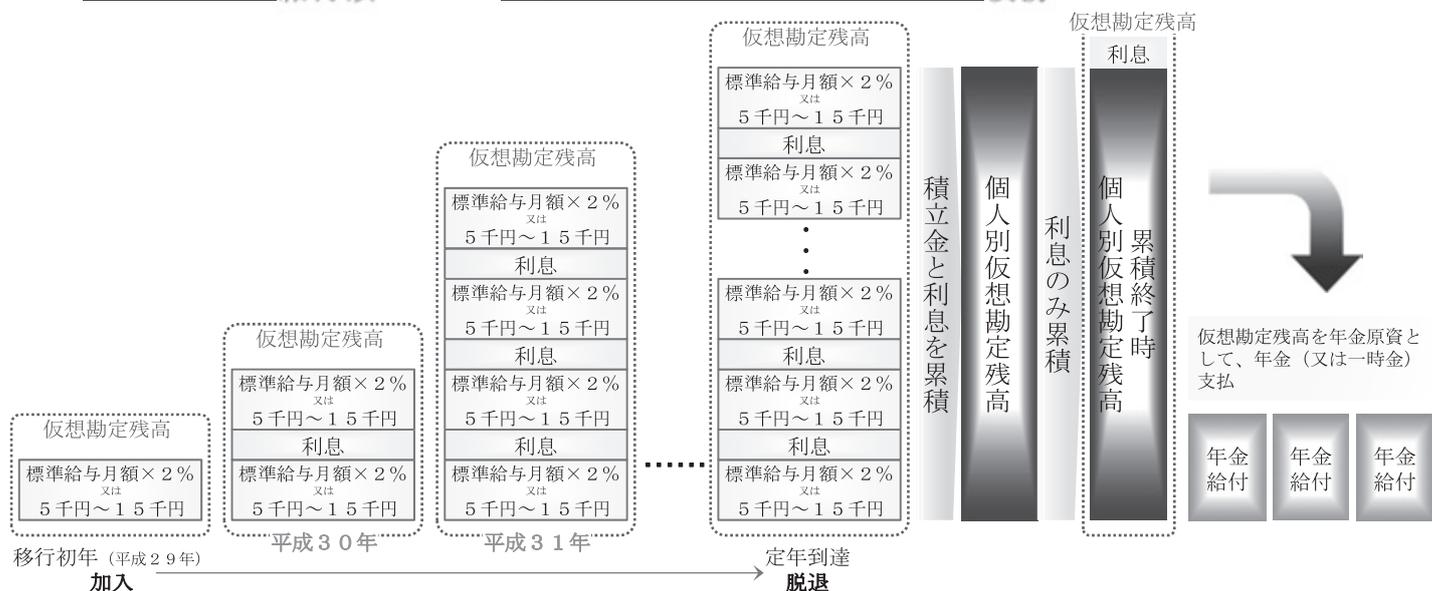
※上記の一般勘定の利回りは過去の実績値であり、将来の利回りをお約束するものではありません。

(2) 利息は9月末残高をもとに付利いたします。

- 運用利回り（保証利率1.25%+配当-制度管理手数料-運用手数料）は、生保決算結果にもとづき決定し10月から翌年9月まで適用します。
- 利息は、毎年9月末の個人別仮想勘定残高に運用利回りを乗じて計算します。
なお、制度設立当初は運用実績がないため利息は付与されず、平成30年10月より利息付与を開始します。また、期途中は月割り（運用実績÷12）の利息を付与いたします。

(1) 元利合計給付制度（キャッシュバランスプラン）とは

- ▶ **元利合計給付制度（キャッシュバランスプラン）**とは、**掛金**（標準報酬月額×2%・5千円～15千円）と**利息**（運用利回りに連動）を積立て、退職時にその累積額を一時金（又は年金）でお支払いする制度です。
- ▶ 元利合計を管理するため仮想的に個人勘定（**仮想勘定残高**）を設定します。個々人の仮想勘定残高が個々人の給付額となり、仮想勘定残高の合計が基金全体の債務となります。



加入者期間中
 <<再評価率：運用利回り>>

受給待期中
 <<繰下利率：運用利回り>>

受給中
 <<給付利率：1%固定>>

加入者期間中は、積立額及び利息（0%～3%）を、個人別仮想勘定に累積します。

退職日から支給開始年齢までの期間については、繰下利率（0%～3%）を付与します。

年金額を一定とするため、給付利率を1%（固定）とします。

(2) 事務費掛金は基金掛金とは別に事業主にご負担いただきます。

- ▶ **事務費掛金**は、給与比例ならば「標準報酬月額×0.25%」、定額ならば一律790円で計算し、全額事業主のご負担となります。
 事務費掛金：事業を管理・運営するために必要とする費用を賄うための掛金であり、事務局の役職員の給与や諸手当、旅費、事務所経費、代議員会・理事会開催のための会議費などにあてられます。
- ▶ 事業主のご負担は、給与比例ならば基金掛金2%と事務費0.25%の合計2.25%となります。なお、ご負担頂いた掛金は、全額**損金算入**することができます。

項目	給与比例	定額
基金掛金	2%	5,000～15,000円
標準掛金	2%	5,000～15,000円
特別掛金	---	---
基金事務費	0.25%	790円
合計	2.25%	5,790～15,790円

※5年ごとの掛金の見直し（再計算）により、変更される場合があります。



当基金からのお願い（同意書の提出をお願いいたします）

企業年金基金への加入には、事業主及び加入員の皆様の『同意』が必要であり、当基金宛に**同意書**のご提出をお願い申し上げます。

- ① 労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意が必要です。
被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意。
過半数で組織する労働組合が無い場合は被用者年金（厚生年金等）被保険者の過半数を代表する者の同意（事業所ごとに同意を取得する必要があります。）が必要です。
- ② 「労働組合の状況」又は「加入員の過半数を代表する者」の証明は事業主が行います。

お気軽に
お問い合わせ
ください。



お問い合わせ先

四国自動車企業年金基金

〒791-1113

愛媛県松山市森松町1075番地2

電話 089-909-3750

FAX 089-909-3751

スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定〔コンピュータ・システム診断認定店〕の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)
2,857円 (税抜)



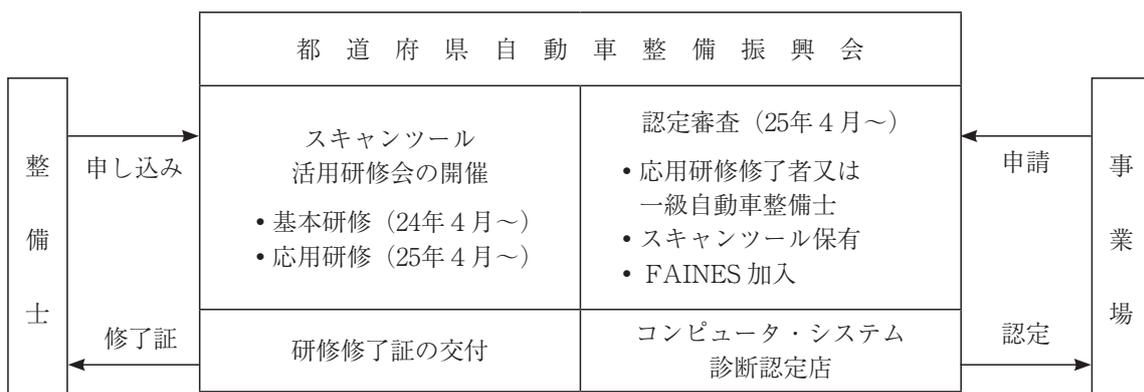
看板 (W600mm×H498mm)
4,333円 (税抜)

- 認定要件**
- ① スキャンツール応用研修修了者
又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。
 - ② スキャンツールを保有していること。
(J-OBD II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)
 - ③ FAINES 通常会員に加入していること。
 - ④ 振興会会員であること。
 - ⑤ 上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

申請に必要なもの

- ・ 申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。
 - ・ スキャンツールの写真
 - ・ 応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）
- * 認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート



スキャンツール活用事業場認定申請書

【コンピューター・システム診断認定店】

令和 年 月 日

住所

電話番号

認証番号

事業場名

⑩ FAINES 会員番号

1. 応用研修修了者又は一級整備士【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

2. 保有スキャンツール【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

3. 認定ツール【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	(2枚一組・竿なし (注)) セット

* ツール代金は後日、商品と引き換えでいただきます。

* 振興会記入欄

振興会認定日 令和 年 月 日	備考
--------------------	----

愛媛県自動車整備振興会

技術相談窓口名簿 平成30年7月作成分 担当者変更のお知らせ

毎年お配りしております、技術相談窓口名簿の担当者様の変更の連絡がありました。つきましては、下記担当者様のお名前を変更いただき、今までどおり相談ルールを厳守のうえ、ご相談いただくようお願い申し上げます。

UDトラックス

変更前

ディーラー名	UDトラックス 株式会社 愛媛工場	担当者名	<u>安岡 一彦</u>
電話番号	089-978-1314	FAX番号	089-978-4044
扱い車種	日産ディーゼル全車種		
定休日	日曜日、祝祭日		



変更後

ディーラー名	UDトラックス 株式会社 愛媛工場	担当者名	<u>越智 健太郎</u>
電話番号	089-978-1314	FAX番号	089-978-4044
扱い車種	日産ディーゼル全車種		
定休日	日曜日、祝祭日		

技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成29年9月1日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

各ディーラー技術相談窓口の現状

・FAXなしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

・現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広がります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

・相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

・問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応だけではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

厳守事項

FAX前に担当者にFAXを送る事を電話で伝え、FAXを送る。

FAXが届かない場合は、相談に応じません。

* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけると良いでしょう！

必ず守ってください！

技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にF A Xしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、F A I N E Sにご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、F A Xすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のF A Xをしてください。

様

整備技術相談依頼書

問い合わせ日	令和 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70-
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき発生するか	始動時 アイドリング時	冷間時	暖気途中	暖機後	常時	時々	_____警告灯の状態 (時々・常時)点灯・点灯せず
症状：							

確認・点検実施内容

基本点検結果（	）
自己診断結果（	）
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

結果報告書

結果報告日	令和 年 月 日
結果報告内容	
.....	

（注）FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。

H27年9月作成

インターネットを利用して自動車整備に必要な情報をゲット！！



FAINESでできること

- メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- 故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- 各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- リコール情報が入手できる。
- etc・・・。



入会金（初回のみ） 12,000円
基本料金（月額） 1,500円 （3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です